

I 死因不明社会からの訣別に向けた歩み

4. 死亡時画像診断に関する
政策・制度の現状と方向性

平賀 紀行 / 宮本 哲也 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

はじめに

— 診療関連死の原因究明
に関する動き

わが国の診療関連死の原因究明に関する動き¹⁾としては、平成19(2007)年3月に厚生労働省「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する課題と検討の方向性—第一次試案—」²⁾を公表後、同年4月より「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」³⁾を設置し、検討を重ねた。同年10月には、厚生労働省「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案—第二次試案—」⁴⁾を公表し、平成20(2008)年4月に厚生労働省「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」⁵⁾、6月に厚生労働省「医療安全調査委員会設置法案(仮称)大綱案」⁶⁾を公表した。

しかし、平成22(2010)年の第174回国会において、当時の長妻厚生労働大臣および足立厚生労働大臣政務官より、「第三次試案および大綱案がそのまま成案となることはない」旨の答弁がなされ、平成23(2011)年4月には、政府「規制・制度改革に係る方針」において、平成23年度に無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する旨、閣議決定⁷⁾がなされた。さらに7月には、政府「消費者基本計画」(平成22年3月閣議決定)の一部改定がなされ、平成23年度中に、

医療分野における事故の原因究明および再発防止の仕組みの在り方について必要な検討を行う旨、閣議決定⁸⁾がなされた。同年4月の「規制・制度改革に係る方針」についての閣議決定を受け、平成23年8月に「医療の質の向上に資する無過失補償制度等の在り方に関する検討会」⁹⁾を設置し、その下に「医療事故の調査の仕組みのあり方に関する検討部会」¹⁰⁾を平成24(2010)年2月に設置した。現在、当該検討部会において、医療事故の調査の仕組みのあり方について、検討を行っている。

死因究明に資する
死亡時画像診断の
活用に関する
検討会報告書について

第三次試案における事故調査は解剖を前提とするものの、「死亡時画像診断等を補助的手段として活用することも今後の検討課題である」¹¹⁾とされた。また、日本内科学会が平成22(2010)年3月に発表した、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業—これまでの総括と今後に向けての提言」において、「今後は解剖同意率を上げるよう、Autopsy Imagingの活用」等の検討が必要である旨、提言¹²⁾がなされている。

それを受け、異状死や診療行為に関連した死亡の死因究明のため、死亡時画像診断(Ai: Autopsy imaging)を活用する方法等について幅広く検討を行うことを目的として、平成22(2010)年

6月に「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」¹³⁾を設置し、死亡時画像診断実施機関の関係者、関係医療学会関係者、法曹界関係者等を構成員として、これまでの死亡時画像診断に関する現状・科学的知見の整理や、死亡時画像診断に関する今後の取り組み方策などについて、9回にわたり検討を行った。その主な論点(一部抜粋)¹⁴⁾は、以下のとおりである。

●死亡時画像診断の意義について

1) 有用性と限界

- ・体表(外表)からの情報だけでは死因が判然としない死体について、死亡時画像を撮影し活用することは有用であるが、疾患等の違いにより、その診断精度の程度にも差があることに留意する必要がある。
- ・体液分析(薬毒物検査、生化学分析等)や解剖等と組み合わせ、総合的な死因究明の精度を高めていくことが重要である。
- ・小児の死因究明において、身体的虐待による死亡例では、CTにて頭蓋内出血や特徴的な骨折像の検出が可能と考えられるため、社会的観点からも死亡時画像診断の有用性は高い。

2) 対象者

- ・原則として、自然死以外の遺体(死因が明らかになっていない遺体)を対象とすべきである。

3) 位置付け

- ・死亡時画像診断は解剖の代替ではなく、死因究明の手法の1つである。